

付属資料 1

**TPP 協定知的財産章と TRIPS 協定・ACTA との比較表**

## TPP 協定知的財産章と TRIPS 協定の比較表

T P P 協定知的財産章	T R I P S 協定
第 C 節 商標	
<p>18.18 商標として登録することができる標識の種類</p> <p>いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。締約国は、商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場合に依りてその双方を要求することができる。</p>	<p>第 15 条 保護の対象</p> <p>(1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む。),文字,数字,図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。</p> <p>(2) (1)の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。</p>
<p>18.19 団体標章及び証明標章</p> <p>各締約国は、商標に団体標章及び証明標章を含めることを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める(注)。</p> <p>注 18.19(定義)に定める地理的表示の定義に従い、標識又はその組合せは、地理的表示の保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする。</p>	<p>第 22 条 地理的表示の保護</p> <p>(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。</p> <p>(2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。</p> <p>(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるよう</p>

	<p>な方法で,当該商品が真正の原産地以外の地理的領域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用</p> <p>(b) 1967年のパリ条約第10条の2に規定する不正競争行為を構成する使用</p>
<p>18.20 同一又は類似の標識の使用</p> <p>各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識(後に地理的表示となったものを含む。)を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める(注1、注2)。同一の物品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。</p> <p>注1 この条に規定する排他的権利は、商標が登録されている物品に対する地理的表示の許諾を得ない使用について、当該地理的表示を商業上使用することの結果として当該物品の出所について混同を生じさせるおそれがある場合に適用する。</p> <p>注2 締約国は、この条の規定が、貿易関連知的財産権協定第二十二条及び第二十三条の規定に基づく自国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解すべきでないことを了解する。</p>	<p>第16条 与えられる権利</p> <p>(1) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。</p> <p>(2) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。</p>
<p>18.21 例外</p> <p>締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。</p>	<p>第17条 例外</p> <p>加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。</p>

<p>18.22 広く認識されている商標</p> <p>2 パリ条約第六条の二の規定は、広く認識されている商標(登録されているかどうかを問わない。)(注)によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスについて準用する。ただし、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。</p> <p>注 締約国は、商標が自国において広く認識されているものであるかどうかを決定するに当たり、当該商標の社会的評価について関連する物品又はサービスを通常取り扱う公衆を超えて及んでいることを要求することを必要としない。</p>	<p>第 16 条 与えられる権利</p> <p>(3) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。</p>
<p>18.22 広く認識されている商標</p> <p>4 各締約国は、広く認識されている商標(注)と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める。締約国は、当該商標が欺くおそれがある場合についても、当該措置を定めることができる。</p> <p>注 締約国は、広く認識されている商標とは、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に、当該締約国が決定するところに従い既に広く認識されているものであることを了解する。</p>	<p>第 16 条 与えられる権利</p> <p>(2) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。</p>



<p>第 E 節 地理的表示</p>	
<p>18.32 異議申立て及び取消しの根拠（注）</p> <p>注 締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示又は当該地理的表示の申請若しくは請求についてこの条の規定を適用することを要求されない。</p> <p>1 締約国は、前条（地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続）に定める手続に従い地理的表示を保護し、又は認定する場合には、少なくとも次のことを根拠として、利害関係者が地理的表示の保護又は認定に異議を申し立てること及び当該保護又は認定が拒絶され、又はその他の方法によって与えられないことを認める手続を定める。</p> <p>(a) 当該地理的表示が、当該締約国の領域において既に行われた善意かつ係属中の出願又は登録の対象となっている商標との混同を生じさせるおそれがあること。</p> <p>(b) 当該地理的表示が、既存の商標であってその権利が当該締約国の法令に従って取得されたものとの混同を生じさせるおそれがあること。</p> <p>(c) 当該地理的表示が、関連する物品の一般名称として日常の言語の中で当該締約国の領域において通例として用いられている用語（注）であること。</p> <p>注 締約国は、一の締約国が前条（地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続）及びこの条における手続をぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示又は地理的表示の申請若しくは請求について適用することを定める場合には、当該一の締約国が、ぶどうの生産物についての他の締約国の地理的表示であって、該当する表示が当該一の締約国の領域において存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、保護し、又は認定することを要求されないことを了解する。</p>	<p>第 22 条 地理的表示の保護</p> <p>(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。</p> <p>(2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。</p> <p>(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用</p> <p>(b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用</p> <p>(3) 加盟国は、職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)の規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。</p>

<p>第 F 節 特許及び開示されていない試験データその他のデータ</p>	
<p>18.37 特許を受けることができる対象事項 1 各締約国は、3 及び 4 の規定に従うことを条件として、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性(注)のある全ての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について特許を取得することができるようにする。</p> <p>注 この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。各締約国は、進歩性又は自明のものではないことに関する判断に当たり、請求の範囲に記載されている発明が、当該技術分野の専門家又は当該技術分野における通常の技能を有する者にとって先行技術からみて自明のものであったかどうかを検討する。</p>	<p>第 27 条 特許の対象 (1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性(注)のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。第 65 条(4)、第 70 条(8)及びこの条の(3)の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。</p> <p>(注) この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。</p>
<p>18.37 特許を受けることができる対象事項 3 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は自然若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。</p> <p>(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法 (b) 微生物以外の動物並びに非生物学的な方法及び微生物学的方法以外の動植物の生</p>	<p>第 27 条 特許の対象 (2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。</p> <p>(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。</p> <p>(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法 (b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的な方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産の</p>

<p>産のための本質的に生物学的な方法</p> <p>4 締約国は、また、微生物以外の植物の特許の対象から除外することができる。もっとも、各締約国は、1の規定に適合する方法で、かつ、3の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する。</p>	<p>ための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から4年後に検討されるものとする。</p>
<p>18.39 特許の取消し</p> <p>1 各締約国は、特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、又は無効にすることができることを定める。締約国は、また、詐欺、虚偽の表示又は不公正な行為を、特許を取り消し、若しくは無効にする根拠又は特許権を行使することをできなくする根拠とすることができることを定めることができる。</p> <p>2 締約国は、1の規定にかかわらず、パリ条約第五条Aの規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行うことを条件として、特許を取り消すことができることを定めることができる。</p>	<p>第32条 取消し又は消滅</p> <p>特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられる。</p>
<p>18.40 例外</p> <p>締約国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。</p>	<p>第30条 与えられる権利の例外</p> <p>加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。</p>
<p>18.41 特許権者の許諾を得ていない他の使用</p> <p>締約国は、この章の規定が、貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定に基づく締約国の権利及び義務又は締約国が受諾する同条の規定の免除若しくは改正を制限するものではないことを了解する。</p>	<p>第31条 特許権者の許諾を得ていない他の使用</p> <p>加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)(注)を認める場合には、次の規定を尊重する。</p>



<p>18.47 農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護</p> <p>1 締約国は、新規の農業用の化学品の販売承認（注1）を与える条件として、当該化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には（注2）当該締約国の領域における当該新規の農業用の化学品の販売承認の日から少なくとも十年間（注3）以前にそのような情報を提出した者の承諾を得ないで、第三者が当該情報に基づき又は当該開示されていない試験データその他のデータを提出した者に与えられた販売承認に基づき同一又は類似の（注4）製品を販売することを認めてはならない。</p> <p>(a)当該化学品の安全性のみ (b)当該化学品の有効性のみ (c)当該化学品の安全性及び有効性の双方</p> <p>注1 この章の規定の適用上、「販売承認」は、締約国の法令においては、「衛生上の承認」と同一の意義を有する。</p> <p>注2 各締約国は、自国が、次のいずれかに関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合についてこの条に定める義務が適用されることを確認する。</p> <p>注3 締約国は、この条の規定に基づく保護の期間を十年に限定することができる。</p> <p>注4 この節の規定の適用上、農業用の化学品は、類似の農業用の化学品の販売承認又は当該販売承認を求め申請者の要請が、以前に承認された農業用の化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータ又は以前に承認された農業用の化学品の先行する承認に基づくものである場合には、当該以前に承認された農業用の化学品と「類似の」ものとする。</p>	<p>第 39 条</p> <p>(3) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。</p>
---	--

<p>2 締約国は、新規の農業用の化学品の販売承認を与える条件として、他の国又は地域の領域における当該</p> <p>化学品の先行する販売承認についての証拠の提出を認める場合には、当該締約国の領域における当該新規の農業用の化学品の販売承認の日から少なくとも十年間、当該先行する販売承認を裏付ける当該化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータを以前に提出した者の承諾を得ないで、第三者が当該開示されていない試験データその他のデータに基づき又は当該他の国若しくは地域の領域における当該先行する販売承認の他の証拠に基づき同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない。</p> <p>3 この条の規定の適用上、新規の農業用の化学品は、締約国の領域において農業用の化学品に用いることについて、以前に承認されていない化学物質を含む（注）ものとする。</p> <p>注 締約国は、この条の規定の適用上、「含む」とは利用することを意味するものとして扱うことができる。締約国は、この条の規定の適用上、「利用する」について、新規の化学物質が当該農業用の化学品の意図する効果の主たる要因となることを求めるものとして扱うことができる。</p>	
<p>18.49 規制上の審査に関する例外</p> <p>各締約国は、第十八・四十条（例外）の規定の適用範囲に影響を及ぼすことなく、かつ、同条の規定に適合するように、医薬品についての規制上の審査に関する例外（注）を採用し、又は維持する。</p> <p>注 締約国は、第十八・四十条（例外）の規定に適合するように、規制上の審査に関する例外を当該締約国</p>	<p>第 30 条 与えられる権利の例外</p> <p>加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。</p>

<p>若しくは他の国又はその双方における規制上の審査に適用する旨を定めることを妨げられない。</p>	
<p>18.50 開示されていない試験データその他のデータの保護（注）</p> <p>注 附属書十八 - B（チリ）及び附属書十八 - C（マレーシア）の規定は、この条の1及び2の規定について適用する。</p> <p>1 (a) 締約国は、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、当該医薬品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には（注1）当該締約国の領域における当該新規の医薬品の販売承認の日から少なくとも五年間（注2）以前にそのような情報を提出した者の承諾を得ないで、第三者が次のいずれかの情報に基づき同一又は類似の（注3）製品を販売することを認めてはならない。</p> <p>注1 各締約国は、自国が、次のいずれかに関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合についてこの条及び次条（生物製剤）に定める義務が適用されることを確認する。</p> <p>(a)この条又は次条（生物製剤）に規定する医薬品の安全性のみ</p> <p>(b)この条又は次条（生物製剤）に規定する医薬品の有効性のみ</p> <p>(c)この条又は次条（生物製剤）に規定する医薬品の安全性及び有効性の双方</p> <p>注2 締約国は、この1の規定に基づく保護の期間を五年に、次条（生物製剤）1(a)の規定に基づく保護の期間を八年に限定することができる。</p> <p>注3 この節の規定の適用上、医薬品は、類似の医薬品の販売承認又は当該販売承認を求める申請者の要請が、以前に承認された医薬品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータ又は</p>	<p>第39条</p> <p>(3) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。</p>

<p>以前に承認された医薬品の先行する承認に基づくものである場合には、当該以前に承認された医薬品と「類似の」ものとする。</p> <p>(i)当該そのような情報</p> <p>(ii)当該そのような情報を提出した者に与えられた販売承認</p>	
<p>(b)締約国が、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、他の国又は地域の領域における当該医薬品の先行する販売承認についての証拠の提出を認める場合には、当該締約国の領域における当該新規の医薬品の販売承認の日から少なくとも五年間、当該医薬品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータに係る情報を以前に提出した者の承諾を得ないで、第三者が当該他の国又は地域の領域における先行する販売承認に関する証拠に基づき同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない(注)。</p> <p>注 附属書十八 - D (ペルー)の規定は、この(b)の規定について適用する。</p>	

2 各締約国は、次のいずれかのことを行う  
(注)。

注 1の規定に基づき少なくとも八年の保護の期間を提供する締約国は、この2の規定を適用することを要求されない。

(a)以前に承認された医薬品の新規の効能、新規の製剤又は新規の投与の方法を対象とする販売承認の裏付けとして要求され、提出される新規の臨床上の情報について、1の規定を少なくとも三年間準用すること。

(b)当該各締約国において以前に承認されていない化学物質を含む(注1)新規の医薬品について、1の規定を少なくとも五年間準用すること(注2)。

注1 締約国は、この条の規定の適用上、「含む」とは利用することを意味するものとして扱うことができる。

注2 締約国は、この(b)の規定の適用上、以前に承認されていない化学物質に係る安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータのみを保護することを選択することができる。

<p>18.50 開示されていない試験データその他のデータの保護</p> <p>3 締約国は、1 及び 2 の規定並びに次条(生物製剤)の規定にかかわらず、次のいずれかのものに従い、公衆の健康を保護するための措置をとることができる。</p> <p>(a)貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関する宣言</p> <p>(b)貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関する宣言を実施するために世界貿易機関設立協定に従ってW T O の加盟国により与えられる貿易関連知的所有権協定の規定の免除であって、締約国間で効力を有するもの</p> <p>(c)貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関する宣言を実施するための貿易関連知的所有権協定の改正であって、締約国について効力を有するもの</p>	
--	--

<p>第 G 節 意匠</p>	
<p>18.55 保護</p> <p>2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第二十五条及び第二十六条の規定に従う。</p>	<p>第 25 条 保護の要件</p> <p>(1) 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとするを定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではないことを定めることができる。</p> <p>(2) 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害さないことを確保する。加盟国は、意匠法又は著作権法によりそのような義務を履行することができる。</p> <p>第 26 条 保護</p> <p>(1) 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。</p> <p>(2) 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。</p> <p>(3) 保護期間は、少なくとも 10 年とする。</p>

<p>第H節 著作権及び関連する権利</p>	
<p>18.58 複製権</p> <p>各締約国は、その方法及び形態( 電子的形態であるものを含む。)のいかんを問わず、著作者、実演家及びレコード製作者(注1)が、その著作物、実演及びレコードの全てを複製することを許諾し、又は禁止する排他的権利を有することを定める(注2)。</p> <p>注1 「著作者、実演家及びレコード製作者」というときは、その承継者も含むものとする。</p> <p>注2 締約国は、著作物、実演及びレコード全般又は特定の種類の著作物、実演及びレコードについて物質的な形態に固定された場合を除くほか著作権又は関連する権利によって保護されない旨を定めることが、各締約国の法令の定めるところによることを了解する。</p>	<p>第9条 ベルヌ条約との関係</p> <p>(1) 加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第6条の2の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。</p> <p>(2) 著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではない。</p> <p>第14条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護</p> <p>(1) レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。</p> <p>(2) レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。</p>



	<p>(3) 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。</p> <p>(4) 第11条の規定(コンピュータ・プログラムに係るものに限る。)は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994年4月15日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。</p> <p>(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも50年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりから少なくとも20年とする。</p> <p>(6) (1)、(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971年のベルヌ条約第18条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。</p>
--	---

<p>18.59 公衆への伝達権</p> <p>各締約国は、ベルヌ条約第十一条(1)(ii)、第十一条の二(1)(i)及び(ii)、第十一条の三(1)(ii)、第十四条(1)(ii)並びに第十四条の二(1)の規定の適用を妨げることなく、著作者に対し、その著作物について、有線又は無線の方法による公衆への伝達(公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。)を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える(注)。</p> <p>注 締約国は、伝達を可能とし、又は行うための単なる物理的施設の提供が、それ自体では、この章又はベルヌ条約に規定する伝達とはならないことを了解する。締約国は、この条のいかなる規定も、一の締約国がベルヌ条約第十一条の二(2)の規定を適用することを妨げるものではないことを更に了解する。</p>	<p>第9条 ベルヌ条約との関係</p> <p>(1) 加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第6条の2の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。</p>
---	--

<p>18.62 関連する権利</p> <p>1 各締約国は、実演家及びレコード製作者に関し、他の締約国の国民（注1）である実演家及びレコード製作者に対し並びに他の締約国の領域において最初に公表され、又は最初に固定された実演又はレコード（注2）に対し、この章に定める権利を与える（注3）。実演又はレコードは、原作品の公表から三十日以内に締約国の領域において公表された場合には、当該締約国の領域において最初に公表されたものとみなされる。</p> <p>注1 締約国は、この条に規定する適格性の基準を決定するに当たり、実演家に関し、「国民」をWIPO実演・レコード条約第三条に規定する適格性の基準を満たすこととなる者として扱うことができる。</p> <p>注2 この条の規定の適用上、固定とは、マスターテープ又はこれに相当するものを完成することをいう。</p> <p>注3 締約国は、この1の規定において、締約国の領域において最初に公表され、又は最初に固定された実演又はレコードに関し、公表の基準若しくはこれに代わる固定の基準又はその両方を適用することができる。各締約国は、第十八・八条（内国民待遇）の規定に従い、他の締約国の領域において最初に公表され、又は最初に固定された実演及びレコードに対し、自国の領域において最初に公表され、又は最初に固定された実演又はレコードに対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。</p>	<p>(6) (1),(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971年のベルヌ条約第18条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。</p>
<p>2 各締約国は、次のことを許諾し、又は禁止する排他的権利を実演家に与える。</p> <p>(a)固定されていない実演の放送及び公衆への伝達を行うこと（実演が既に放送されたものである場合を除く。）</p> <p>(b)固定されていない実演を固定すること。</p>	<p>第14条 実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護</p> <p>(1)レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への</p>

	<p>伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。</p>
<p>3(a) 各締約国は、実演家及びレコード製作者に対し、その実演又はレコードについて有線又は無線の方法により放送し、又は公衆への伝達を行うこと(注1、注2)並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において使用が可能となるような状態に当該実演又はレコードを置くことを許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。</p> <p>注1 締約国は、放送及び公衆への伝達について、WIPO実演・レコード条約第十五条(1)及び(4)の規定の適用によって義務を履行し、並びに同条(2)の規定を適用することができる。ただし、第十八・八条(内国民待遇)の規定に基づく当該締約国の義務に適合する方法によって行われることを条件とする。</p> <p>注2 この3の規定に基づく義務には、レコードに固定された音又は音を表すものであって、映画その他の視聴覚的な著作物に組み込まれたものの有線又は無線の方法による放送又は公衆への伝達を含まない。</p> <p>(b) (a)及び第十八・六十五条(制限及び例外)の規定にかかわらず、アナログ式の送信及び非双方向の自由に視聴することができる無線による放送に対する(a)に規定する権利の適用並びにこれらの活動に対する当該権利の例外又は制限は、各締約国の法令に定めるところによる(注)。</p> <p>注 締約国は、この(b)の規定の適用上、一の締約国が非双方向の自由に視聴することができる無線による放送の再送信について定めることができることを了解する。ただし、当該再送信が当該一の締約国の政府の通信当局により法的に認められること、当該再送信に従事する団体が当該当局の関連する規則、命令又は法令</p>	<p>第14条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護</p> <p>(1) レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。</p> <p>(2) レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。</p> <p>(6) (1),(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971年のベルヌ条約第18条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。</p>

<p>に従うこと並びに当該再送信にはインターネットを通じて送付され、及びアクセスされる再送信を含まないことを条件とする。この注の規定は、この(b)の規定を適用する一の締約国の能力を制限するものではない。</p>	
<p>18.63 著作権及び関連する権利の保護期間 各締約国は、著作物、実演又はレコードの保護期間を計算する場合について、次のことを定める（注）</p> <p>注 締約国は、この条の規定を実施するに当たり、第十八・六十五条（制限及び例外）の規定及び自国の国際的な義務に従い、保護期間中の著作物、実演又はレコードの適法な使用及び利用を確実にすることを促進することを妨げられない。</p> <p>(a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも七十年とすること（注）</p> <p>注 締約国は、一の締約国が自国の国民に対し著作者の生存期間に七十年を加えた期間を超える著作権の保護期間を与える場合には、この条又は第十八・八条（内国民待遇）の規定が、当該一の締約国が他の締約国の著作物についての保護期間のうちこの(a)に規定する期間を超える部分に関してベルヌ条約第七条（8）の規定を適用することを妨げるものではないことを了解する。</p> <p>(b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間とすること。</p> <p>(i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表（注）の年の終わりにから少なくとも七十年</p> <p>注 この(b)の規定の適用上、締約国の法令が期間の計算について権利者の許諾を得た最初の公表の時からではなく固定の時から行う旨を定める場合には、当該締約国は、引き続き固定の時から期間を計算することができる。</p>	<p>第 12 条 保護期間</p> <p>著作物(写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。)の保護期間は,自然人の生存期間に基づき計算されない場合には,権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも 50 年とする。著作物の製作から 50 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には,保護期間は,その製作の年の終わりから少なくとも 50 年とする。</p> <p>第 14 条 実演家,レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護</p> <p>(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は,固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも 50 年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は,放送が行われた年の終わりから少なくとも 20 年とする。</p>

<p>(ii)当該著作物、実演又はレコードの創作から二十五年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも七十年（注）</p> <p>注 締約国は、ベルヌ条約第七条(3)又は第七条の二の規定に従い、匿名若しくは変名による著作物又は共同著作物についての保護期間を計算することができる。ただし、当該締約国がこの条の規定に基づく保護期間に対応する年数の保護期間を実施することを条件とする。</p>	
<p>18.64 ベルヌ条約第十八条の規定及び貿易関連知的所有権協定第十四条 6 の規定の適用</p> <p>各締約国は、ベルヌ条約第十八条の規定及び貿易関連知的所有権協定第十四条 6 の規定を、著作物、実演及びレコード並びにこの節の規定によって要求される対象となる事項に関する権利及び当該事項に与えられる保護について準用する。</p>	<p>第 9 条 ベルヌ条約との関係</p> <p>(1) 加盟国は、1971 年のベルヌ条約の第 1 条から第 21 条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第 6 条の 2 の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。</p> <p>第 14 条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護</p> <p>(6) (1),(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。</p>

<p>18.65 制限及び例外</p> <p>1 各締約国は、この節の規定について、排他的権利の制限又は例外を著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。</p> <p>2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定、ベルヌ条約、WIPO著作権条約及びWIPO実演・レコード条約が認める制限及び例外の適用可能性の範囲を減少させ、又は拡大するものではない。</p>	<p>第 13 条 制限及び例外</p> <p>加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。</p> <p>第 14 条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護</p> <p>(6) (1),(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。</p>
---	---

## TPP 協定知的財産章と A C T A の比較表

T P P 協定知的財産章	A C T A
技術的保護手段	
<p>18.68 技術的保護手段（注）</p> <p>注 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、映画フィルム of 正当な物理的複製物のための市場の分割を管理することのみを目的とする技術的手段を有効なものとさせない機器であって当該締約国の法令に違反しないものの輸入又は国内における販売を抑制することを要求するものではない。</p> <p>1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者が自己の権利の行使に関連して用い、並びにその著作物、実演及びレコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段に適当な法的保護を与え、及び当該技術的手段の回避に対する効果的かつ法的な救済措置を講ずるため、次のいずれかの行為を行う者が第十八・七十四条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める。</p>	<p>5 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段（注）であって、著作物、実演及びレコードに係る権利の行使に関連してその著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。</p> <p>注 この条の規定の適用上、「技術的手段」とは、一の締約国の法令に従って設計された技術、装置又は構成品であって、その通常の機能において、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを防止し、又は抑制するよう設計されているものをいう。締約国の法令に定める著作権又は関連する権利の範囲に影響を及ぼすことなく、技術的手段は、著作者、実演家又はレコード製作者が、暗号、スクランブリングその他の関連するアクセス・コントロール若しくは保護のための加工又はコピー・コントロールの手法であって、保護の目的を達成するものを適用することにより、保護の対象となる著作物、実演又はレコードの使用を管理する場合に効果的とみなされる。</p>



<p>(a)保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であって、そのような行為であることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら（注1）行うもの（注2）</p> <p>注1 この(a)の規定の適用上、締約国は、申し立てられた不法行為に係る事実及び状況を考慮して、知ることができる合理的な理由を合理的な証拠により立証することができることを定めることができる。</p> <p>注2 いずれの締約国も、保護の対象となる著作物、実演又はレコードの著作権又は関連する権利を構成する排他的権利を保護する効果的な技術的手段であって、当該著作物、実演又はレコードの利用を管理するものでないものを回避する者について、この規定に基づき民事上の責任を負わせ、又は刑事上の責任を課することを要求されない。</p>	<p>6 各締約国は、5に規定する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定めるため、少なくとも次のことについて定める。</p> <p>(a)自国の法令の範囲内で次の行為から保護すること。</p> <p>(i)効果的な技術的手段の許諾されていない回避行為であって、そのような行為であることを知りながら、又は知ることができる合理的な理由を有しながら行われるもの</p> <p>(ii)効果的な技術的手段を回避する手段としての装置若しくは製品(コンピュータ・プログラムを含む。)又はサービスを販売して公衆に提供する行為</p>
<p>(b)次の要件を満たす装置、製品若しくは部品を製造し、輸入し、若しくは頒布し（注）若しくは公衆にこれらの販売若しくは貸与を申し出、若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満たすサービスの提供を公衆に申し出、若しくは当該サービスを提供する行為</p> <p>注 締約国は、製造、輸入及び頒布についてこの(b)に定める義務が、それらの行為が販売若しくは貸与のために行われる場合又は著作権若しくは関連する権利を保有する者の利益を害する場合にのみ、適用されることを定めることができる。</p> <p>(i)効果的な技術的手段を回避することを目的として、この(b)に規定する行為を行う者が販売を促進し、宣伝し、又は販売すること（注）。</p> <p>注 締約国は、この(i)の規定が、この(b)に規定する行為を行う者が第三者のサービスを通じて販売を促進し、宣伝し、又は販売する場合についても適用</p>	<p>6 各締約国は、5に規定する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定めるため、少なくとも次のことについて定める。</p> <p>(a)自国の法令の範囲内で次の行為から保護すること。</p> <p>(i)効果的な技術的手段の許諾されていない回避行為であって、そのような行為であることを知りながら、又は知ることができる合理的な理由を有しながら行われるもの</p> <p>(ii)効果的な技術的手段を回避する手段としての装置若しくは製品(コンピュータ・プログラムを含む。)又はサービスを販売して公衆に提供する行為</p> <p>(b)次の要件を満たす装置若しくは製品(コンピュータ・プログラムを含む。)を製造し、輸入し、若しくは頒布する行為又は次の要件を満たすサービスを提供</p>

<p>されることを了解する。</p> <p>(ii)効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途が限られていること(注)。</p> <p>注 締約国は、この(b)に規定する行為が効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途を有しない場合には、この1の規定を遵守することができる。</p> <p>(iii)効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。</p>	<p>する行為から保護すること。</p> <p>(i)主として効果的な技術的手段を回避するために設計され、又は生産されていること。</p> <p>(ii)効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上の重要な目的が限られていること。注</p> <p>注 (略)</p>
<p>各締約国は、いずれかの者が故意に(注1)及び商業上の利益又は金銭上の利得(注2)のために(a)及び(b)に掲げるいずれかの行為に従事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続及び刑罰を定める(注3)。注1 この条及び次条(権利管理情報)の規定の適用上、故意には、認識の要素が含まれる。注2 締約国は、一の締約国が、この条、次条(権利管理情報)及び第十八・七十七条(刑事上の手続及び刑罰)の規定の適用上、「金銭上の利得」を「商業上の目的」として取り扱うことができることを了解する。注3 いずれの締約国も、自国又は自国の許可若しくは同意を得て行動する第三者による行為について、この条及び次条(権利管理情報)の規定に基づく責任を負わせることを要求されない。</p> <p>締約国は、当該刑事上の手続及び刑罰が非営利の図書館、博物館、記録保管所若しくは教育機関又は公共の非商業的な放送機関については適用されないことを定めることができる。また、締約国は、これらの機関のいずれについても、(a)及び(b)に掲げる行為が禁じられていることを知らずに善意で当該行為を行う場合には、第十八・七十四条(民事上及び行政上の手続及び救済措置)に規定する救済措置が適用されないことを定めることができる。</p>	

<p>2 いずれの締約国も、1の規定を実施するに当たり、家庭用電化製品、電気通信機器若しくはコンピュータ製品の設計又はこれらの製品の部品及び構成品の設計及び選択が特定の技術的手段に対応することを要求することを義務付けられない。ただし、これらの製品が1の規定を実施する措置に違反しない場合に限る。</p>	<p>(b) 次の要件を満たす装置若しくは製品（コンピュータ・プログラムを含む。）を製造し、輸入し、若しくは頒布する行為又は次の要件を満たすサービスを提供する行為から保護すること。</p> <p>(i) 主として効果的な技術的手段を回避するために設計され、又は生産されていること。</p> <p>(ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上の重要な目的が限られていること。注</p> <p>注 5及び6の規定の実施に当たり、締約国は、家庭用電化製品、電気通信機器又はコンピュータ製品がこれらの規定を実施する自国の措置に反しない限りにおいて、その設計又はその部品及び構成品の設計及び選択が特定の技術的手段に反応することを要求することを義務付けられない。</p>
<p>3 各締約国は、この条の規定を実施する措置の違反が、著作権及び関連する権利に関する自国の法令に基づいて起こり得る侵害から独立していることを定める（注）。</p> <p>注 締約国は、1（a）に規定する回避についての犯罪行為について他の方法により刑事上の処罰を行う場合には、当該犯罪行為を独立した違法行為として取り扱うことを要求されない。</p> <p>4 1の規定を実施する措置に関し、</p> <p>(a) 締約国は、知的財産権を侵害しない使用を可能とするため、1（a）及び（b）の規定を実施する措置が当該知的財産権を侵害しない使用について現実に悪影響を及ぼす場合又は悪影響を及ぼす可能性がある場合には、自国の法令に基づく立法上、規制上又は行政上の手続によって、及び当該手続によって証拠が提出されるときは当該証拠に十分な考慮（当該締約国の法令に基づく著作権及び関連する権利の制限</p>	<p>8 締約国は、5及び7の規定に従って適当な法的保護及び効果的な法的救済を定めるに当たり、5から7までの規定を実施する措置について適当な制限又は例外を採用し、又は維持することができる。5から7までに規定する義務は、締約国の法令に基づく著作権又は関連する権利の侵害に関する権利、制限、例外又は抗弁に影響を及ぼすものではない。</p>

<p>及び例外を受益者が享受することができるようにするために権利者がとった措置が適切かつ効果的であるかどうかに関するものを含む。)を払いつつ、当該措置の制限及び例外を定めることができる(注)。</p>	
<p>注 この(a)の規定は、締約国に対し、次のいずれかの要件を満たす効果的な技術的手段の法的保護の制限及び例外について、この(a)に規定する立法上、規制上又は行政上の手続を通じて新たな決定を行うことを要求するものではない。ただし、当該制限及び例外がその他の点においてこの4の規定に適合していることを条件とする。(i)二以上の締約国間で効力を有する貿易協定に従って既に定められたものであること。</p> <p>(ii)締約国が既に実施していること。</p> <p>(b) 1 (b)の規定を実施する措置の制限又は例外は、意図された受益者がこの条の規定に基づいて許容される制限又は例外を正当に利用することができるようにするためにのみ許される(注1)。当該措置の制限又は例外は、当該意図された受益者を超えて装置、製品、部品又はサービスを利用可能なものとするを許可するものではない(注2)。</p> <p>注1 締約国は、1(b)の規定に対する例外に対応す</p>	

<p>る 1 (a)の規定に対する例外を定めることなく、 1 (b)の規定に対する例外を定めることができる。ただし、 1 (b)の規定に対する例外が、この(b)の規定に基づく 1 (a)の規定に対する制限又は例外の範囲内における正当な利用を可能とするものに限定されることを条件とする。</p> <p>注2 1 (a)の規定は、この(b)の規定の解釈のためにより、 5 に定義する全ての効果的な技術的手段について準用されるものと解釈されるべきである。</p> <p>(c)締約国は、この章の規定に従い、(a)及び(b)の規定に基づく制限及び例外を定めることにより、著作者、実演家若しくはレコード製作者が自己の権利の行使に関連して用い、又はその著作物、実演若しくはレコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段を保護するための自国の法制の妥当性又はこのような効果的な技術的手段の回避に対する法的な救済措置の効果を損なわせてはならない。</p>	
--	--

<p>5 「効果的な技術的手段」とは、効果的な（注）技術、装置又は構成成品であって、その通常の機能において、保護の対象となる著作物、実演若しくはレコードの利用を管理するもの又は著作物、実演若しくはレコードに関連する著作権若しくは関連する権利を保護するものをいう。注 通常の場合において、偶発的に回避される技術的手段は、「効果的な」技術的手段ではない。</p>	<p>5 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段（注）であって、著作物、実演及びレコードに係る権利の行使に関連してその著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。注 この条の規定の適用上、「技術的手段」とは、一の締約国の法令に従って設計された技術、装置又は構成成品であって、その通常の機能において、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを防止し、又は抑制するよう設計されているものをいう。締約国の法令に定める著作権又は関連する権利の範囲に影響を及ぼすことなく、技術的手段は、著作者、実演家又はレコード製作者が、暗号、スクランプリングその他の関連するアクセス・コントロール若しくは保護のための加工又はコピー・コントロールの手法であって、保護の目的を達成するものを適用することにより、保護の対象となる著作物、実演又はレコードの使用を管理する場合に効果的とみなされる。</p>
<p>権利管理情報</p>	
<p>8.69 権利管理情報（注） 注 締約国は、電磁的な権利管理情報にのみ法的保護を与えることにより、この条に定める義務を履行することができる。 1 権利管理情報を保護するための十分かつ効果的である法的な救済措置を講ずるため、</p>	<p>第 27 条 デジタル環境における執行 7 各締約国は、電磁的な権利管理情報（注）を保護するため、著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に、かつ、権限なく行う者がある場合に関し、適当な法</p>

<p>(a)各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者の著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を権限なく行う者が第十八・七十四条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める。</p> <p>(i)権利管理情報を除去し、又は改変する行為であって、そのような行為であることを知りながら（注）行うもの</p> <p>注 締約国は、この1の規定によって与えられる保護を、このからまでに規定する行為に知ることなく従事する者がいる状況に対して、及び他の関連する権利者に対して、及ぼすことができる。</p> <p>(ii)権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら当該権利管理情報を頒布し、又は頒布のために輸入する行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの（注）</p> <p>注 締約国は、この(ii)の規定に基づく義務を、人格権の権利行使に関する民事上の司法手続を自国の著作権に関する法令に定めることにより履行することができる。締約国は、編集物を構成するもととなっている著作物の効果的な保護について定める場合にも、この(ii)の規定に基づく義務を履行することができる。ただし、この(ii)に規定する行為が当該編集物を構成するもととなっている著作物の著作権の侵害として取り扱われることを条件とする。</p>	<p>的保護及び効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に、かつ、権限なく行う者がある場合に関しても、これを定める。</p> <p>注 この条の規定の適用上、「権利管理情報」とは、次のものをいう。</p> <p>(a) 著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者又は著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報</p> <p>(b) 著作物、実演又はレコードの利用の条件に関する情報</p> <p>(c) (a) 及び(b)に規定する情報を表す数字又は符号</p> <p>ただし、これらの項目の情報が著作物、実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たって当該著作物、実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。</p> <p>(a)電磁的な権利管理情報を除去し、又は改変すること。</p> <p>(b)電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。</p>
--	--

<p>(iii)権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により使用が可能となる状態に置く行為であって、そのような行為であることを知りながら行うもの</p> <p>各締約国は、いずれかの者が、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために(i)から(iii)までに規定する行為に従事したことが判明した場合について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。</p> <p>締約国は、刑事上の手続及び刑罰が非営利の図書館、博物館、記録保管所若しくは教育機関又は公共の非商業的な放送機関については適用されないことを定めることができる(注)。</p> <p>注 締約国は、自国の法令に基づき営利の目的なしに設立された放送機関を公共の非商業的な放送機関として取り扱うことができる。</p>	
<p>2 締約国は、法令の執行又は重大な安全保障上の利益の目的その他の関連する政府の目的(法令上の任務の遂行等)のために行う適法に権限を与えられた活動を行う1の規定を実施する措置から除外することを妨げられない。</p>	<p>8 締約国は、5及び7の規定に従って適当な法的保護及び効果的な法的救済を定めるに当たり、5から7までの規定を実施する措置について適当な制限又は例外を採用し、又は維持することができる。5から7までに規定する義務は、締約国の法令に基づく著作権又は関連する権利の侵害に関する権利、制限、例外又は抗弁に影響を及ぼすものではない。</p>



<p>4 「権利管理情報」とは、次に掲げる情報をいう。ただし、これらの項目の情報が、著作物、実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆により使用が可能となる状態に置くことに関連して表示される場合に限る。</p> <p>(a) 著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者又は著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報</p> <p>(b) 著作物、実演又はレコードの使用の条件に係る情報</p> <p>(c) (a)及び(b)に定める情報を表す数字又は符号</p>	<p>7 (略)</p> <p>注 この条の規定の適用上、「権利管理情報」とは、次のものをいう。</p> <p>(a) 著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者又は著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報</p> <p>(b) 著作物、実演又はレコードの利用の条件に関する情報</p> <p>(c) (a)及び(b)に規定する情報を表す数字又は符号</p> <p>ただし、これらの項目の情報が著作物、実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たって当該著作物、実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。</p>
<p>一般的義務</p>	
<p>18.71 一般的義務 1 各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び将来の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、この節に規定する権利行使の手續を自国の法令（注1）において確保する（注2）。このような権利行使の手續は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、当該手續の濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。</p> <p>注1 「法令」は、法律に限定されない。注2 各締</p>	<p>第6条 執行に関する一般的義務 1 各締約国は、執行の手續によりこの協定が対象とする知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、そのような執行の手續を自国の法令において確保する。この執行の手續は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。</p>

<p>約国は、貿易関連知的所有権協定第四十四条の規定及びこの協定に従うことを条件として、企業について、当該企業が民間企業であるか国有企業であるかを問わず、この1に規定する救済措置を利用することができるようにすることを確認する。</p>	
<p>2 各締約国は、第十八・七十四条(民事上及び行政上の手続及び救済措置) 第十八・七十五条(暫定措置) 及び第十八・七十七条(刑事上の手続及び刑罰)に定める権利行使の手続を、デジタル環境における商標権、著作権又は関連する権利の侵害行為についても同様に利用することができることを確認する。</p>	<p>第 27 条 デジタル環境における執行 1 (略) 2 1の規定を適用するほか、各締約国の執行の手続は、デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害(侵害の目的のため広範な頒布の手段を不法に使用することを含むことができる。)について適用する。このような手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様(注)で実施される。</p> <p>注 例えば、締約国の法令の適用を妨げることなく、権利者の正当な利益を保護しつつ、オンライン・サービス・プロバイダの責任の制限又はオンライン・サービス・プロバイダに対する利用可能な救済措置の制限について定める制度を採用し、又は維持すること。</p>
<p>3 各締約国は、知的財産権の行使に関する自国の手続が公正かつ公平なものであることを確保する。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴うものであってはならない。</p>	<p>第 6 条 執行に関する一般的義務 1 (略) 2 この章の規定を実施するために採用され、維持され、又は適用される手続は、公正かつ公平なものとし、及びその対象となる全ての参加者の権利が適切に保護されるものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴うものであってはならない。</p>

<p>5 各締約国は、自国の知的財産に関する制度においてこの節の規定を実施するに当たり、知的財産権の侵害の重大さと適用される救済措置及び罰則との間の均衡の必要性並びに第三者の利益を考慮に入れる。</p>	<p>3 この章の規定の実施に当たり、各締約国は、侵害の重大さ、第三者の利益並びに適用可能な措置、救済措置及び刑罰の間の均衡の必要性を考慮する。</p>
<p>知的財産権に関する権利行使の実務</p>	
<p>18.73 知的財産権に関する権利行使の実務</p> <p>1 各締約国は、知的財産権の行使に関する最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定について、次のことを定める。</p> <p>(a)できる限り書面によって行うこと並びに関連する事実認定並びに当該司法上の決定及び当該行政上の決定が依拠する理由又は法的根拠を明示すること。</p> <p>(b)当該司法上の決定及び当該行政上の決定を当該締約国の国語で、利害関係者及び締約国が知ることができるような方法により、公表し(注)又は公表が実際的でない場合には他の手段を用いて公衆が入手することができるようにすること。</p> <p>注 締約国は、当該司法上の決定又は当該行政上の決定をインターネット上において公衆が入手することができるようにすることにより、公表についての要件を満たすことができる。</p>	<p>第 30 条 透明性</p> <p>各締約国は、知的財産権に関する執行に係る自国の制度の運用における透明性を促進するため、自国の法令及び政策に従い、次の情報を公表その他の方法により公衆が利用することができるものとするために適当な措置をとる。</p> <p>(a)知的財産権の行使のため自国の法令上利用可能な手続、知的財産権に関する執行について責任を有する自国の権限のある当局及び支援を得るために利用可能な連絡先に関する情報</p> <p>(b)知的財産権に関する執行に関連する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定に関する情報</p> <p>(c)知的財産権に関する執行及びその保護のための効果的な制度を確保するための自国の取組に関する情報</p>
<p>2 各締約国は、知的財産権の侵害に関する統計資料その他の関連する情報の収集及び分析並びに侵害を防止し、及びこれに対処するための最良の実務に関する情報の収集の重要性を認める。</p>	<p>第 28 条 執行に関する専門的知識、情報及び国内における調整</p> <p>2 各締約国は、知的財産権の侵害に関する統計資料その他関連情報の収集及び分析並びにこれらの侵害を防止し、及びこれに対処するための最良の実務に関する情報の収集を促進する。</p>

<p>3 各締約国は、自国の民事上、行政上及び刑事上の制度における知的財産権の効果的な行使を提供するための自国の活動に関する情報（例えば、当該締約国がこの目的のために収集する統計上の情報）を公表し、又は他の手段を用いて公衆が入手することができるようにする。</p>	<p>第 30 条 透明性 各締約国は、知的財産権に関する執行に係る自国の制度の運用における透明性を促進するため、自国の法令及び政策に従い、次の情報を公表その他の方法により公衆が利用することができるものとするために適当な措置をとる。 (c) 知的財産権に関する執行及びその保護のための効果的な制度を確保するための自国の取組に関する情報</p>
<p>民事上及び行政上の手続き及び救済措置</p>	
<p>18.74 民事上及び行政上の手続及び救済措置 1 各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の行使について、民事上の司法手続を権利者が利用することができるようにする（注） 注 この条の規定の適用上、「権利者」には、許諾を得た者、連合及び団体であって、権利を主張する法的な地位及び権限を有するものを含む。「許諾を得た者」には、特定の知的財産に含まれる一又は二以上の排他的な知的財産権について排他的な許諾を得た者を含む。</p>	<p>第 7 条 民事上の手続の利用可能性 1 各締約国は、この節に規定する知的財産権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者に提供する。 2 各締約国は、民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続がこの節に定める原則と実質的に同等の原則に従うことについて定める。第五条 一般的定義この協定の適用上、別段の定めがある場合を除くほか、・・・ (1)「権利者」には、知的財産についての権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。</p>
<p>2 各締約国は、自国の司法当局が、貿易関連知的所有権協定第四十四条の規定に適合する差止めによる救済（当該救済を提供する締約国の法令に基づく知的財産権の侵害に係る物品の流通経路への流入を防止するためのものを含む。）を命ずる権限を有することを定める。</p>	<p>第 8 条 差止命令 1 各締約国は、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が当事者に対し知的財産権を侵害しないことを命ずる権限を有すること、特に、当該当事者又は、適当な場合には、関係司法当局が管轄権を行使する第三者に対し、知的財産権を侵害する物品の流通経路への流入を防止するため命令を発する権限を有することにつ</p>

	いて定める。
<p>3 各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、少なくとも、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める（注）。</p> <p>注 締約国は、商標が使用されなかったことが認定された場合には、権利者がこの3、5及び7に規定する救済措置に係る権利を有することができないことを定めることができる。締約国は、この3及び5から7までに規定する救済措置が同時に命ぜられる可能性について定める義務を有しない。</p> <p>4 3の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、各締約国の司法当局は、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益、侵害の対象となった物品若しくはサービスの価値であって市場価格によって評価されるもの又は希望小売価格を含むことができる。）を考慮する権限を有する。</p> <p>5 各締約国は、少なくとも著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも3に規定する場合には、侵害者に対し、その侵害行為から生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める（注）。</p> <p>注 締約国は、当該利益が3に規定する損害賠償に該当すると推定することにより、この5の規定を遵守することができる。</p>	<p>第9条 損害賠償</p> <p>1 各締約国は、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、自国の司法当局が侵害の結果として権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することについて定める。知的財産権の侵害に対する損害賠償の額を決定するに当たり、締約国の司法当局は、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益、侵害の対象となった物品若しくはサービスの価値であって市場価格によって評価されるもの又は希望小売価格を含むことができる。）を考慮する権限を有する。</p> <p>2 各締約国は、少なくとも著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、自国の司法当局が民事上の司法手続において侵害者に対しその侵害行為から生じた自己の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有することについて定める。締約国は、当該利益の額が1に規定する損害賠償の額であると推定することができる。</p>

<p>6 各締約国は、民事上の司法手続において、著作物、レコード又は実演を保護する著作権又は関連する権利の侵害に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。</p> <p>(a)権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償</p> <p>(b)追加的な損害賠償（注）</p> <p>注 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。</p> <p>7 各締約国は、民事上の司法手続において、商標の不正使用に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。</p> <p>(a)権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償</p> <p>(b)追加的な損害賠償（注）</p> <p>注 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。</p> <p>8 6及び7の規定に基づく法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。</p>	<p>3 各締約国は、少なくとも著作物、レコード及び実演を保護する著作権又は関連する権利の侵害並びに商標の不正使用について、次の一又は二以上の事項を定める制度を設け、又は維持する。</p> <p>(a)法定の損害賠償。</p> <p>(b)侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な損害賠償の額を決定するための推定（注）</p> <p>注 この推定には、損害賠償の額が次のいずれかの額であるとの推定を含めることができる。</p> <p>(i)権利者の知的財産権を侵害している物品であって実際に第三者に譲渡されたものの数量に、侵害行為がなかった場合に権利者が販売したであろう物品の単位当たりの利益の額を乗じた額</p> <p>(ii)合理的な使用料の額</p> <p>(iii)侵害者が知的財産権を使用するための許諾を要請した場合に支払ったであろう使用料又は手数料の額を必須の要素とする諸要素に基づいて算定される額</p> <p>(c)少なくとも著作権については、追加の損害賠償</p>
<p>10 各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利、特許及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士費用又は当該締約国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。</p>	<p>5 各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士費用又は当該締約国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することについて定める。</p>

<p>12 各締約国は、民事上の司法手続について、次のことを定める。(a)自国の司法当局が、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標物品について、権利者の申立てにより、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有すること。(b)自国の司法当局が、(a)に規定する著作権侵害物品及び不正商標物品の製造又は生産のために使用された材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様で、不当に遅延することなく、かつ、いかなる補償もなしに廃棄し、又は流通経路から排除することを命ずる権限を有すること。(c)不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去が、流通経路への物品の流入を認めるために十分ではないこと。</p>	<p>第 10 条 他の救済措置</p> <p>1 各締約国は、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標商品について、自国の司法当局が民事上の司法手続において権利者の申立てにより、例外的な場合を除き、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することについて定める。</p> <p>2 各締約国は、更に、自国の司法当局が、1の著作権侵害物品又は不正商標商品の製造又は生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様で、不当に遅延することなく、かつ、いかなる補償もなしに廃棄し、又は流通経路から排除することを命ずる権限を有することについて定める。</p> <p>3 締約国は、この条に規定する救済措置が侵害者の費用負担によって実施されることについて定めることができる。</p> <p>第二十条 救済措置 2 不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。</p>
--	---

<p>13 各締約国は、自国の司法当局が、特権、情報源の秘密の保護又は個人情報処理に関する自国の法令の適用を妨げることなく、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、自国の関係法令に規定する関連情報であって当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを少なくとも証拠を収集する目的のために当該権利者又は当該司法当局に提供するように命ずる権限を有することを定める。当該関連情報には、侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に参与した者に関する情報及び知的財産権を侵害する物品若しくはサービス又は侵害していると申し立てられた物品若しくはサービスの生産手段又は流通経路に関する情報（これらの物品又はサービスの生産又は流通に参与したと申し立てられた第三者及び当該物品又はサービスの流通経路を特定する情報を含む。）を含めることができる。</p>	<p>第 11 条 侵害に関する情報 各締約国は、特権、情報源の秘密の保護又は個人情報処理に関する自国の法令の適用を妨げることなく、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、自国の関係法令に規定する関連情報であって当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを少なくとも証拠を収集する目的のために当該権利者又は当該司法当局に提供するように命ずる権限を有することについて定める。このような情報には、侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に参与した者に関する情報及び知的財産権を侵害する物品若しくはサービス又は侵害していると申し立てられた物品若しくはサービスの生産手段又は流通経路に関する情報（これらの物品又はサービスの生産又は流通に参与したと申し立てられた第三者及び流通経路を特定する情報を含む。）を含めることができる。</p>
<p>16 各締約国は、民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続がこの条に定める原則と実質的に同等の原則に従うことを定める。</p>	<p>第 7 条 民事上の手続の利用可能性 2 各締約国は、民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続がこの節に定める原則と実質的に同等の原則に従うことについて定める。</p>



<p>17 第十八・六十八条（技術的保護手段）及び第十八・六十九条（権利管理情報）に規定する行為に関する民事上の司法手続において、</p> <p>(a)各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも次のことを行う権限を有することを定める（注）。</p> <p>注 締約国は、第十八・六十八条（技術的保護手段）及び第十八・六十九条（権利管理情報）の規定に関する救済措置を、自国の著作権に関する法令に基づき利用可能なものであることを条件として、別個の救済措置として定めることができるが、そのような別個の救済措置を定めることを要求されない。</p> <p>(i) 暫定措置をとること（禁止された活動に用いられた疑いのある装置及び製品を差押えその他の方法で管理の下に置くことを含む。）</p> <p>(ii) 著作権の侵害について利用することができる種類の損害賠償であって、この条の規定に従い自国の法令の下で定められるものを命ずること（注）。</p> <p>注 締約国は、自国の著作権に関する法令が法定の損害賠償及び追加的な損害賠償の両方を定めている場合には、これらの損害賠償の方法のうち一つについてのみ定めることにより、この(ii)に規定する要件を遵守することができる。</p> <p>(iii) 10 に規定するところにより訴訟に関する費用について命ずること。</p> <p>(iv) 禁止された活動に用いられたことが判明した装置及び製品の廃棄を命ずること。</p>	<p>第 27 条 デジタル環境における執行</p> <p>5 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段（注）であって、著作物、実演及びレコードに係る権利の行使に関連してその著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。</p> <p>（略）</p> <p>7 各締約国は、電磁的な権利管理情報（注）を保護するため、著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に、かつ、権限なく行う者がある場合に関し、適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に、かつ、権限なく行う者がある場合に関しても、これを定める。</p> <p>（略）</p>
--	---

<p>(b)締約国は、非営利の図書館、記録保管所、教育機関若しくは博物館又は公共の非商業的な放送機関について、それらが、自己の行為が禁止された活動を構成することを、認識していなかったこと又は信ずる理由がなかったことを立証する責任を果たしたときは、それらから損害賠償を得ることができないものとするを定めることができる。</p>	<p>8 締約国は、5 及び 7 の規定に従って適当な法的保護及び効果的な法的救済を定めるに当たり、5 から 7 までの規定を実施する措置について適当な制限又は例外を採用し、又は維持することができる。5 から 7 までに規定する義務は、締約国の法令に基づく著作権又は関連する権利の侵害に関する権利、制限、例外又は抗弁に影響を及ぼすものではない。</p>
<p>暫定措置</p>	
<p>18.75 暫定措置 1 各締約国の当局は、自国の司法上の規則に従い、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、速やかに知的財産権に関する救済の申立てに対応する。</p>	<p>第 12 条 暫定措置 2 各締約国は、自国の司法当局が、適当な場合、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有することについて定める。各締約国は、他方の当事者に意見を述べる機会を与えずにとられる手続において、自国の司法当局に対し、暫定措置の申立てに速やかに対応し、不当に遅延することなく決定を行う権限を与える。</p>
<p>2 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権に関する暫定措置を求める申立人に対し、当該申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって当該司法当局が確認するため、合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立人に対し、被申立人を保護し、及び濫用を防止するために十分な水準に定められた担保又は同等の保証を提</p>	<p>4 各締約国は、自国の当局が、暫定措置に関し、申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し、及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有することについて定</p>

<p>供するよう命ずる権限を有することを定める。そのような担保又は同等の保証は、当該暫定措置のための手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。</p>	<p>める。そのような担保又は同等の保証は、暫定措置のための手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。</p>
<p>3 各締約国は、自国の司法当局が、著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、侵害の疑いのある物品、侵害に関連する材料及び道具並びに少なくとも商標の不正使用については侵害に関連する証拠書類を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる権限を有することを定める。</p>	<p>3 各締約国は、少なくとも著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、自国の司法当局が民事上の司法手続において、侵害の疑いのある物品、侵害行為に関連する材料及び道具並びに少なくとも商標の不正使用については侵害に関連する証拠書類の原本若しくは写しを差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる権限を有することについて定める。</p>
<p>国境措置に関する特別の要件</p>	
<p>18.76 国境措置に関する特別の要件</p> <p>1 各締約国は、当該締約国の領域に輸入される物品であって、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの引取りを停止し、又は当該物品を留置するための申立てについて定める(注)。</p> <p>注 この条の規定の適用上、</p> <p>(a)不正商標物品とは、一の物品について有効に登録されている商標と同一の商標又は当該有効に登録されている商標とその基本的側面において識別することができない商標を許諾なしに付した同様の物品(包装を含む。)であって、そのような商標を付したことをもってこの節の規定に基づく手続を定める締約国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。</p> <p>(b)著作権侵害物品とは、権利者又は権利者から一の国において生産することにつき正当に許諾を受けた者の承諾を得ないで一の物品から直接又は間接に作</p>	<p>第 17 条 権利者による申立て</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各締約国は、自国の領域内で税関管理の下にある侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又は当該物品を留置するための申立てについて定める(注)。締約国は、当該申立てが二回以上の輸送に適用されることを定めることができる。締約国は、権利者の要請に基づき、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又は当該物品を留置するための申立てを税関管理の下にある選定された出入国地点に適用することができることについて定めることができる。</p> <p>注 申立てについて定める義務は、前条(国境措置)1(b)及び2(b)に定める手続を提供する義務に従う。</p> <p>第 5 条 一般的定義</p> <p>この協定の適用上、別段の定めがある場合を除くほか、</p>

<p>成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、この節の規定に基づく手続を定める締約国において行われたとしたならば、当該締約国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。</p>	<p>(略)</p> <p>(d)「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり、又はその基本的側面において当該商標と識別することができない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品(包装を含む。)であって、次章(知的財産権に関する執行のための法的枠組み)に定める手続が適用される国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。には、締約国の法令上の司法当局、行政当局又は法執行当局であって</p> <p>(k)「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、次章(知的財産権に関する執行のための法的枠組み)に定める手続が適用される国において行われたとしたならば、当該国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。</p>
<p>2 各締約国は、自国の権限のある当局(注)が不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品を自由に流通させるための引取りを停止するための手続を開始する権利者が、当該手続を定める締約国の法令上、当該権利者の知的財産権の侵害の事実があると当該権限のある当局が推定するに足りる適切な証拠を提出すること及び当該権限のある当局による当該物品の合理的な識別のため当該権利者が知っているものと合理的に予想し得る十分な情報を提供することを要求されることを定める。当該情報の提供の</p>	<p>第 17 条 権利者による申立て</p> <p>1 各締約国は、自国の権限のある当局が、前条(国境措置)1(b)及び2(b)に定める手続をとるよう申し立てる権利者に対し、当該手続を提供する締約国の法令上、当該権利者の知的財産権の侵害の事実があることを当該当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出すること及び当該当局による侵害の疑いのある物品の合理的な識別のため当該権利者が知っているものと合理的に予想し得る十分な情報を提供することを要求することについて定める。十分な情報の提供の要求は、前条(国境措置)1(b)及</p>

<p>要求は、当該手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。</p> <p>注 この条の規定の適用上、別段の定めがある場合を除くほか、権限のある当局には、締約国の法令上の適当な司法当局、行政当局又は法執行当局を含めることができる。</p>	<p>び 2(b)に定める手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。</p>
<p>3 各締約国は、自国の権限のある当局が、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。締約国は、当該担保については、当該物品が知的財産権を侵害するものではないと権限のある当局が認定する場合には、当該物品の引取りが停止されたことによって生ずる損失又は損害を被申立人に与えないようにする支払の保証によることができることを定めることができる。</p>	<p>第 18 条</p> <p>担保又は同等の保証各締約国は、自国の権限のある当局が、第十六条( 国境措置 ) 1(b)及び 2(b)に定める手続により申し立てる権利者に対し、被申立人及び当該当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することについて定める。各締約国は、担保又は同等の保証が手続の利用を不当に妨げるものであってはならないことについて定める。締約国は、担保については、物品が知的財産権を侵害していないと権限のある当局が認定する場合には、当該物品の解放が停止され、又は当該物品が留置されたことによって生ずる損失又は損害を被申立人に与えないようにする支払の保証によることができることについて定めることができる。締約国は、例外的な場合又は司法上の命令に従う場合にのみ、被申立人が支払の保証その他の担保を提供することによって侵害の疑いのある物品を取得することを許可することができる。</p>

4 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する締約国の法令の適用を妨げることなく、

(a)自国の権限のある当局が不正商標物品若しくは著作権侵害物品である疑いのある物品を留置し、又は当該物品の引取りを停止した場合には、自国の権限のある当局が権利者に対し当該物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について不当に遅滞することなく通知する権限を有することを定めることができる（注）。

注 締約国は、これらの情報を受領し、又は入手するための合理的な手続を定めることができる。

(b)侵害の疑いのある物品が留置され、又は引取りを停止されている場合において、(a)に規定する権限を自国の権限のある当局に付与しないときは、少なくとも輸入物品について、自国の権限のある当局に対し、通常、差押え又は物品が不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から三十日以内に(a)に規定する情報を権利者に提供する権限を付与する。

#### 第 22 条 情報の開示

プライバシー又は情報の秘密に関する締約国の法令の適用を妨げることなく、

(b)締約国は、自国の権限のある当局が権利者に対し、第十九条（侵害についての認定）に規定する認定に資するため、物品に関する情報（当該物品の品名及び数量、荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の名称及び住所並びに、判明している場合には、当該物品の原産国並びに当該物品の製造者の名称及び住所を含む。）を提供する権限を与えることができる。

(c)締約国は、(b)に規定する権限を自国の権限のある当局に付与していない場合において、少なくとも輸入物品について、当該当局が侵害の疑いのある物品を差し押さえ、又は第十九条（侵害についての認定）に規定する当該物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行ったときは、当該当局がその差押え又は認定の後三十日（注）以内に権利者に対し当該物品に関する情報（当該物品の品名及び数量、荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の名称及び住所並びに、判明している場合には、当該物品の原産国並びに当該物品の製造者の名称及び住所を含む。）を提供する権限を与える。

注 この条の規定の適用上、「日」とは、執務日をいう。

<p>5 各締約国は、自国の権限のある当局が税関管理の下にある物品(注1)であって、不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのある次に掲げるものについて職権により(注2)国境措置を開始することができることを定める。</p> <p>注1 この条の規定の適用上、締約国は、「税関管理の下にある物品」を締約国の税関手続の対象となる物品を意味するものとして取り扱うことができる。</p> <p>注2 職権による行為は、第三者又は権利者からの告訴を必要としない。</p> <p>(a)輸入された物品</p> <p>(b)輸出されようとしている物品(注)</p> <p>注この条の規定の適用上、締約国は、「輸出されようとしている」物品を輸出されたものとして取り扱うことができる。</p> <p>(c)通過物品(注1、注2)</p> <p>注1 この(c)の規定は、侵害の疑いのある物品であって、当該物品の輸出の発送地となる締約国の領域において他の税関へ運送中のものについて適用する。</p> <p>注2 締約国は、この(c)の規定に代わるものとして、適当な場合には、不正商標物品又は著作権侵害物品の国際貿易を排除することを目的として、現地の荷受人を伴わずに当該締約国が検査を行った物品であって、当該締約国の領域において積み替えられ、他の締約国の領域に仕向けられるものに関し、他の締約国の領域に到着した際に侵害の疑いのある物品を特定する当該他の締約国の活動に資する知識を与えるため、当該他の締約国に対し、入手可能な情報を提供しよう努める。</p>	<p>第16条 国境措置</p> <p>1 各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に関し、次の手続を採用し、又は維持する。</p> <p>(a)自国の税関当局が侵害の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続</p> <p>(b)適当な場合には、権利者が自国の権限のある当局に対し侵害の疑いのある物品の解放を停止しよう申し立てることができる手続</p> <p>2 締約国は、侵害の疑いのある通過物品について又は物品が税関管理の下にある他の状況において、次の手続を採用し、又は維持することができる。</p> <p>(a)自国の税関当局が侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又は当該物品を留置するために職権により行動することができる手続</p> <p>(b)適当な場合には、権利者が自国の権限のある当局に対し侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又は当該物品を留置しよう申し立てることができる手続</p>
--	--

<p>6 各締約国は、1、5 (a)及び(b)並びに該当する場合には5 (c)に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する(注)。締約国は、侵害を認定するための行政上の手続を定める場合には、自国の当局に対し、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政上の罰又は制裁(当該罰又は制裁には、罰金又は侵害物品の差押えを含むことができる。)を科する権限を付与することができる。</p> <p>注 締約国は、5 に定める侵害の疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの判断については、当該侵害の疑いのある物品に虚偽の貿易上の記載がされていることを判断することにより、この条に規定する義務を履行することができる。</p>	<p>第 19 条 侵害についての認定各締約国は、第十六条(国境措置)に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているか否かを認定することができる手続を採用し、又は維持する。</p> <p>第 20 条 救済措置 3 締約国は、自国の権限のある当局が、前条(侵害についての認定)に規定する物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政罰を科する権限を有することについて定めることができる。</p>
<p>7 各締約国は、自国の権限のある当局が、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後当該物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。当該物品が廃棄されない場合には、各締約国は、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への物品の流入を認めることはできない。</p>	<p>第 20 条 救済措置 1 各締約国は、自国の権限のある当局が、前条(侵害についての認定)に規定する物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後当該物品の廃棄を命ずる権限を有することについて定める。当該物品が廃棄されない場合には、各締約国は、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。</p> <p>2 不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。</p>



<p>8 締約国がこの条に定める手続に関連して申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金は、当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならない。</p>	<p>第 21 条 手数料 各締約国は、この節に定める手続に関連して自国の権限のある当局が決定する申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用が、当該手続の利用を不当に妨げる目的で利用されてはならないことについて定める。</p>
<p>9 この条の規定は、小型貨物で送られる商業的な性質の物品についても適用する。締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この条の規定の適用から除外することができる（注） 注 締約国は、小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品についても、この条の規定の適用から除外することができる。</p>	<p>第 14 条 小型貨物及び手荷物 1 各締約国は、小型貨物で送られる商業的な性質の物品をこの節の規定の適用対象に含める。 2 締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。</p>
<p>刑事上の手続及び刑罰</p>	
<p>18.77 刑事上の手続及び刑罰 1 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。故意による著作権又は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む。 (a) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為</p>	<p>第 23 条 刑事犯罪 1 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用並びに著作権及び関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める（注）。この節の規定の適用上、商業的規模で行われる行為には、少なくとも直接又は間接に経済上又は商業上の利益を得るための商業活動として行われる行為を含む。</p>

<p>(b) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの（注 1、注 2）</p> <p>注 1 締約国は、一の締約国が自国の法令において保護の対象となる著作物、実演及びレコードの許諾を得ない使用に関する自国の刑事上の手続及び刑罰によってこの(b)に規定する重大な行為に対処することにより、この(b)の規定を履行することができることを了解する。</p> <p>注 2 締約国は、侵害行為が市場との関連において著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすかどうかを認定するに当たり、当該著作権又は関連する権利を侵害する物品の量及び価額を考慮することができることを定めることができる。</p>	<p>注 各締約国は、故意による不正商標商品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出をこの条の規定に基づく刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品の商業的規模の頒布、販売及び販売の申出を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、これらの輸入及び輸出に関する自国の義務を履行することができる。</p>
<p>2 各締約国は、故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う（注）。</p> <p>注 締約国は、一の締約国が不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の頒布又は販売を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、この 2 の規定に基づく自国の義務を履行することができることを了解する。さらに、1 から 3 までに規定する刑事上の手続及び刑罰は、締約国の自由貿易地区において適用される。</p>	<p>第 23 条 刑事犯罪</p> <p>1 （略）</p> <p>注 各締約国は、故意による不正商標商品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出をこの条の規定に基づく刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品の商業的規模の頒布、販売及び販売の申出を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、これらの輸入及び輸出に関する自国の義務を履行することができる。</p>

<p>3 各締約国は、次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入（注1）及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める（注2）。</p> <p>注1 締約国は、ラベル又は包装の輸入に関する自国の義務を頒布に関する措置を通じて履行することができる。</p> <p>注2 締約国は、商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この3の規定に基づく自国の義務を履行することができる。</p> <p>(a)自国の領域において登録されている商標と同一の商標又は当該自国の領域において登録されている商標と識別することができない商標が、許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。(b)自国の領域において商標が登録されている物品と同一の物品について又は自国の領域において商標が登録されているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。</p>	<p>2 各締約国は、次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入（注1）及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める（注2）。</p> <p>注1 締約国は、ラベル又は包装の輸入に関する自国の義務を頒布に関する措置を通じて履行することができる。注2 締約国は、商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この2の規定に基づく自国の義務を履行することができる。</p> <p>(a)自国の領域において登録されている商標と同一の標章又は当該商標と識別することができない標章が、許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。</p> <p>(b)当該商標が登録されている物品と同一の物品について又は当該商標が登録されているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。</p>
<p>4 各締約国は、映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製（注）であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものに対処すること及び当該損害を抑止することの必要性を認め、少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置（刑事上の手続及び刑罰に限定することを要しない。）を採用し、又は維持する。</p> <p>注 この条の規定の適用上、締約国は、「複製（copying）」の用語を「複製（reproduction）」と同一の意義を有するものとして取り扱うことができる。</p>	<p>3 締約国は、公衆に一般的に公開されている上映施設において上映中の映画の著作物を許諾なしに複製することについて、適当な場合には、刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。</p>

<p>5 各締約国は、この条の規定により刑事上の手続及び刑罰を定めることを要求される犯罪について、幫助及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保する。</p>	<p>4 締約国は、この条に定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、ほう助及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保する。</p>
<p>6 各締約国は、1から5までに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。</p> <p>(a) 拘禁刑及び将来の侵害行為を抑止するため十分に高額の罰金であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰（注）</p> <p>注 締約国は、拘禁刑と罰金とを併せて科することができることを定めることを締約国に義務付けるものではないことを了解する。</p>	<p>第24条 刑罰</p> <p>各締約国は、前条（刑事犯罪）1、2及び4に定める犯罪に関し、拘禁刑及び将来の侵害行為を抑止するため十分に高額（注）の罰金（注）であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰を定める。</p> <p>注 拘禁刑と罰金とを併せて科することができることについて定めることを締約国に義務付けるものではないと了解する。</p>
<p>(c) 当該締約国の司法当局その他の権限のある当局が、不正商標物品又は著作権侵害物品であるとの疑いがある物、申し立てられた犯罪のために使用された関連する材料及び道具、申し立てられた犯罪に関連する証拠書類並びに申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の差押えを命ずる権限を有すること。締約国は、差押えの対象となる物件の特定をこの(c)に規定する司法上の命令を発するための前提とする場合には、差押えを目的として当該物件を特定するために必要である以上に詳細に当該物件について説明することを要求してはならない。</p>	<p>第25条 差押え、没収及び廃棄</p> <p>1 締約国は、第二十三条（刑事犯罪）1から4までに定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の権限のある当局が、不正商標商品又は著作権侵害物品であるとの疑いがある物、申し立てられた犯罪のために使用された関連する材料及び道具、申し立てられた犯罪に関連する証拠書類並びに申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の差押えを命ずる権限を有することについて定める。</p> <p>2 締約国は、差押えの対象となる物件の特定を1に定める命令を発するための前提とする場合には、差押えを目的として当該物件を特定するために必要である以上に詳細に当該物件について説明することを要求してはならない。</p>

<p>(d)当該締約国の司法当局が、少なくとも重大な犯罪については、侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の没収を命ずる権限を有すること。</p>	<p>5 締約国は、第二十三条（刑事犯罪）1から4までに定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の司法当局が次のことを命ずる権限を有することについて定めることができる。</p> <p>(a)申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の価値に相当する価値を有する資産を差し押さえること。</p> <p>(b)侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の価値に相当する価値を有する資産を没収すること。</p>
<p>(e)当該締約国の司法当局が、次に掲げる物の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。(i)全ての不正商標物品及び著作権侵害物品(ii)主として著作権侵害物品又は不正商標物品の生産において使用された材料及び道具(iii)不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装(i)及び(ii)に掲げる物に該当するものを除く。)不正商標物品及び著作権侵害物品が廃棄されない場合には、当該司法当局その他の権限のある当局は、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様でそれらを流通経路から排除することを確保する。各締約国は、(c)及びこの(e)の規定に基づく没収又は廃棄が被告人に対するいかなる補償もなく行われることを更に定める。</p>	<p>3 締約国は、第二十三条（刑事犯罪）1から4までに定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の権限のある当局が全ての不正商標商品及び著作権侵害物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有することについて定める。不正商標商品及び著作権侵害物品が廃棄されない場合には、当該当局は、例外的な場合を除くほか、それらを権利者に損害を与えないような態様で流通経路から排除することを確保する。各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保する。</p> <p>4 締約国は、第二十三条（刑事犯罪）1から4までに定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の権限のある当局が、不正商標商品又は著作権侵害物品の生産のため主として使用された材料及び道具並びに、少なくとも重大な犯罪について</p>

	<p>は、侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の没収又は廃棄を命ずる権限を有することについて定める。各締約国は、当該材料、当該道具又は当該資産の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保する。</p>
	<p>第 23 条 刑事犯罪</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各締約国は、次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入(注1)及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める(注2)。</p> <p>注1 締約国は、ラベル又は包装の輸入に関する自国の義務を頒布に関する措置を通じて履行することができる。</p> <p>注2 締約国は、商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この2の規定に基づく自国の義務を履行することができる。</p> <p>(a)自国の領域において登録されている商標と同一の標章又は当該商標と識別することができない標章が、許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。</p> <p>(b)当該商標が登録されている物品と同一の物品について又は当該商標が登録されているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。</p>

<p>(g)当該締約国の権限のある当局が、第三者又は権利者による告訴を必要とすることなく法的措置を開始するために職権により行動することができること(注)。</p> <p>注 締約国は、1に規定する著作権又は関連する権利を侵害する複製について、この(g)の規定の適用を市場における著作物、実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。</p>	<p>第26条 職権による刑事上の執行</p> <p>各締約国は、第二十三条(刑事犯罪)1から4までに定める刑事犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、適当な場合には、自国の権限のある当局が捜査を開始し、又は法的措置をとるために職権により行動することができることについて定める。</p>
<p>7 締約国は、1から5までに規定する犯罪について、自国の司法当局が侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の価額に相当する価額の資産の差押え若しくは没収又はこれらに代わる罰金を命ずる権限を有することを定めることができる。</p>	<p>第25条 差押え、没収及び廃棄</p> <p>5 締約国は、第二十三条(刑事犯罪)1から4までに定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の司法当局が次のことを命ずる権限を有することについて定めることができる。</p> <p>(a)申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の価値に相当する価値を有する資産を差し押さえること。</p> <p>(b)侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の価値に相当する価値を有する資産を没収すること。</p>
<p>18.82 法的な救済措置及び免責</p> <p>7 各締約国は、著作権の侵害について法的に十分な主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダの保有する侵害者であるとされる者を特定する情報を著作権の保護又は行使のために求める場合には、当該情報を当該インターネット・サービス・プロバイダから迅速に入手することができるようにするための手続(司法上の手続であるか行政上の手続であるかを問わない。)を自国の法制に従い、かつ、正当な手続及びプライバシーの原則</p>	<p>第27条 デジタル環境における執行</p> <p>4 締約国は、自国の法令に従い、商標権又は著作権若しくは関連する権利が侵害されていることについて権利者が法的に十分な主張を提起し、かつ、これらの権利の保護又は行使のために侵害に使用されたと申し立てられたアカウントを保有する者を特定することができる十分な情報が求められている場合において、オンライン・サービス・プロバイダに対し当該情報を当該権利者に速やかに開示するよう命ずる権限を自国</p>

<p>に適合する方法で定める。</p>	<p>の権限のある当局に付与することができる。このような手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される。</p>
<p>営業上の秘密</p>	
<p>18.82 営業上の秘密（注）</p> <p>注 この条の規定は、締約国の法令の違反の証拠を提出するための善意の合法的な開示を保護する当該締約国の措置に影響を及ぼすものではない。</p> <p>1 各締約国は、パリ条約第十条の二に規定する不正競争からの有効な保護を確保するため、いずれかの者が、合法的に自己の管理する営業上の秘密について、公正な商慣習に反する方法（注）により自己の承諾を得ないで他の者（国有企業を含む。）が開示し、取得し、又は使用することを防止するための法的手段を有することを確保する。この章において、営業上の秘密には、少なくとも貿易関連知的所有権協定第三十九条 2 に規定する開示されていない情報を含む。</p> <p>注 この1の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。</p> <p>2 各締約国は、3の規定に従うことを条件として、次の一又は二以上の行為について刑事上の手続及び刑罰を定める。</p>	<p>第 39 条</p> <p>(1)1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を(2)の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを(3)の規定に従って保護する。</p> <p>(2)自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法(注)により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。</p> <p>(注)この(2)の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。</p> <p>(a)当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又</p>



<p>(a) コンピュータ・システムに保管されている営業上の秘密への許諾を得ない、かつ、故意によるアクセス</p> <p>(b) 営業上の秘密の許諾を得ない、かつ、故意による横領(注)(コンピュータ・システムの手段を用いたものを含む。)</p> <p>注 締約国は、「横領」の用語を「不法な取得」と同一の意義を有するものとみなすことができる。</p> <p>(c) 営業上の秘密の詐欺的な開示又は許諾を得ない、かつ、故意による開示(コンピュータ・システムの手段を用いたものを含む。)</p>	<p>は容易に知ることができないという意味において秘密であること</p> <p>(b) 秘密であることにより商業的価値があること</p> <p>(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること</p>
<p>3 締約国は、2に規定する行為に該当する行為に関し、適当なときは、2に規定する刑事上の手続の利用可能性又は一定の程度の刑罰の適用を次の一又は二以上の場合に限定することができる。</p> <p>(a) 当該行為が商業上の利益又は金銭上の利得を目的とするものである場合</p> <p>(b) 当該行為が国内で又は国際的に取引される製品又はサービスに関連するものである場合</p> <p>(c) 当該行為が営業上の秘密の保有者に損害を与えることを意図するものである場合</p> <p>(d) 当該行為が外国の経済的な団体の指示により、当該団体の利益のために又は当該団体と共同して行われるものである場合</p> <p>(e) 当該行為が締約国の経済上の利益、国際関係又は国防若しくは国家の安全保障を損なうものである場合</p>	

インターネット・サービス・プロバイダ	
<p>18.82 法的な救済措置及び免責（注）</p> <p>注 附属書十八 - E（第J節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書）の規定は、この3及び4の規定について適用する。</p> <p>1 締約国は、媒介手段として機能する正当なオンライン・サービスの継続的な発展を円滑にすることの重要性及びオンラインの環境において生ずるこの章の規定の対象となる著作権の侵害に対し権利者が効果的な行動をとることを認める権利行使の手続を貿易関連知的所有権協定第四十一条の規定に適合する態様で提供することの重要性を認める。このため、各締約国は、そのような著作権の侵害に対処するため権利者が法的な救済措置を利用することができることを確保し、及びインターネット・サービス・プロバイダが提供するオンライン・サービスに関する適当な免責を確立し、又は維持する。この法的な救済措置及び免責の枠組みには、次の事項を含める。</p> <p>(a)インターネット・サービス・プロバイダが著作権のある素材の許可のない保存及び送信を抑止することを目的として著作権者と協力すること又はこれに代えてそのような目的のための他の行動をとることを促す法的な奨励措置（注）</p> <p>注 締約国は、この(a)に規定する「法的な奨励措置」に関する義務の履行が種々の形態をとることができることを了解する。</p>	<p>第 27 条 デジタル環境における執行</p> <p>1 （略）</p> <p>2 1の規定を適用するほか、各締約国の執行の手続は、デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害（侵害の目的のため広範な頒布の手段を不法に使用することを含むことができる。）について適用する。このような手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様（注）で実施される。</p> <p>注 例えば、締約国の法令の適用を妨げることなく、権利者の正当な利益を保護しつつ、オンライン・サービス・プロバイダの責任の制限又はオンライン・サービス・プロバイダに対する利用可能な救済措置の制限について定める制度を採用し、又は維持すること。</p>

付属資料 2

## TPP 協定知的財産章における経過措置



2017年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成28年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)

禁無断転載